

東川町 子育てガイドブック



令和6年度版



はじめに

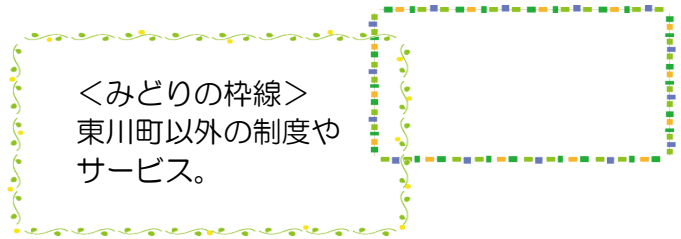
東川町子育てガイドブックは、妊娠・出産・子育て期（このガイドブックでは概ね就学前まで）を対象とした子育てに関する支援や行政サービス、各種相談窓口などの情報をまとめたものです。身近なところに置いていただき、子育てにご活用いただけることを願っております。

このガイドブックの内容は、制度改正等の理由により内容が変更になる場合がありますので、実際に申請等を行う場合には各担当までお問い合わせの上ご確認ください。また、町のホームページや、町で発行している「くらしの便利帳」においても情報提供していますので、あわせてご覧ください。

～ガイドブックの見方～

<オレンジの枠線>
東川町の制度やサービス、
町が窓口となっているもの。

<みどりの枠線>
東川町以外の制度や
サービス。





東川町 子育てガイドブック 目次

1. 安心して出産するために

- (1) 医療機関の受診 1
- (2) 妊娠の届出（母子手帳発行）..... 1
 - 妊婦健康・栄養相談 2
 - 風しん予防接種費用助成 2
 - 出産応援給付金 2
 - 妊婦一般健康診査受診票の使い方 3
- (3) あんしん移動支援 4
- (4) 赤ちゃんが生まれたら 5

2. 産前・産後のママを応援

- (1) ままっこクラス 6
- (2) 産婦健康診査 7
- (3) 産後ケア 7
- (4) 妊産婦応援事業 8
- (5) お掃除&昼食宅配共通クーポン 10
- (6) きょうだい保育 10
- (7) 子育てサポート（産前・産後ヘルパー事業） 11

3. 赤ちゃんの健やかな育ちのために

- (1) 赤ちゃん訪問 13
- (2) 新生児～乳児期に受ける検査 13
- (3) 予防接種 14
- (4) 乳幼児健診 16
- (5) 育児相談・教室 16

4. 子育て家庭を応援

- (1) 子育て応援給付金 17
- (2) 一時預かり 17
- (3) 育児パス・カフェ共通クーポン 18
- (4) 子育てサポート費用の助成 18

5. 赤ちゃんを望む人へ

6. 出産・医療費・子ども手当などのお金に関する制度

7. 遊びの場・集いの場

8. 入園

9. 急に病院にかかりたい時

10. 子どもの発達に関する相談

11. 相談窓口一覧

19

20

24

26

28

29

29

1. 安心して出産するために

(1) 医療機関の受診

妊娠初期はとても大切な時期です。妊娠したかもしれない・・・と思ったら、早めに医療機関で診察を受けましょう。

産婦人科医療機関名	住所	電話	
市立旭川病院	旭川市金星町1丁目1番65号	0166-24-3181	
旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東2条1丁目1-1	0166-65-2111	特定不妊治療指定医療機関
旭川厚生病院	旭川市1条24丁目111-3	0166-33-7171	
旭川赤十字病院	旭川市曙1条1丁目1-1	0166-22-8111	R3年1月から分娩休止中
たけだ産婦人科クリニック	旭川市豊岡11条5丁目4-18	0166-34-1188	R2年7月から分娩休止 妊婦健診は20週まで
東光マタニティクリニック	旭川市東光10条6丁目2-14	0166-34-8803	
豊岡産科婦人科医院	旭川市豊岡4条1丁目1-10	0166-31-6801	
森産科婦人科病院	旭川市7条通7丁目左2号	0166-22-6125	特定不妊治療指定医療機関
みずうち産婦人科	旭川市豊岡4条3丁目2-5	0166-31-6713	特定不妊治療指定医療機関 ※分娩不可

(2) 妊娠の届出と妊娠中の健診・相談

問い合わせ先：役場保健福祉課 保健指導室

Tel：82-2111（内506）

●母子健康手帳の発行（妊娠の届出）

妊娠とわかったら、妊娠の届出が必要です。届出により妊婦健診や出産状況、乳幼児健診などの内容を記録する「母子健康手帳」を交付します。また、「妊婦一般健康診査受診票」も併せて交付します。

- ◆対象：病院で妊娠の診断を受けた方
- ◆手続き：30分程度かかります。
- ◆必要な物：①マイナンバー（個人番号）カード
②出産予定日がわかるもの（医療機関から受けとる）

※マイナンバーについては下記をご参照ください。

◆マイナンバー（個人番号）について

母子健康手帳の発行（妊娠の届出）には、マイナンバーカード（顔写真付き）が必要です。マイナンバーカード（顔写真付き）が無い場合は、①②どちらかの書類をお持ち下さい。

①2点確認

- ・通知カード、または（個人番号が記載された）住民票
 - ・顔写真付き身元確認書類
- ※顔写真付き身元確認書—運転免許証、パスポート等

②3点確認

- ・通知カード、または（個人番号が記載された）住民票
 - ・2つの確認書類（顔写真無）
- ※健康保険証、診察券、年金手帳等

●妊産婦健康診査の費用助成

お腹の赤ちゃんの成長や、妊婦さんの体調確認のため、妊婦健康診査を定期的に受けましょう。また、産後には、産婦さんの健康管理のための産婦健康診査が受けられます。

東川町では、妊産婦さんが安心して健診を受けられるよう妊産婦健診の費用助成を行っています。

他市町村から転入された方、または転出予定の方はお問い合わせください。

- ◆対象：東川町民で妊娠されている方
- ◆助成内容：妊婦一般健康診査 14回
超音波検査 9回 産婦健康診査 2回
- ◆必要な物：母子手帳
※受診票は母子健康手帳交付時及び後期面接時（妊娠7か月以降）の2回に分けてお渡しします。
※詳細は3ページ

☆多胎を妊娠された方は、通常の14回よりも更に2回分（計16回分）の健診費用を追加助成します。



●妊産婦健康相談（伴走型相談支援）

妊娠中と産後の体調の確認や、育児・生活などの相談を受けます。必要に応じてサービスをご紹介しますり、福祉の支援にお繋ぎします。

- ◆対象：妊婦さんと産婦さん
(産後1年以内の方)
- ◆時期：①妊娠届出時
②妊娠6～7か月頃
(後期妊婦健診受診票発行申請の時)
③赤ちゃん訪問時
※その他随時

●妊婦栄養相談

妊娠24週以降に栄養士と「食（栄養）」についてお話しします。来所か訪問で行います。赤ちゃんとお母さんの「食」について、考える機会です。お仕事をされている方は、産休に入ってからの方の面談をご提案します。

- ◆対象：妊婦さん

●風しん予防接種費用助成

風しんは妊娠中（特に妊娠初期）の女性が感染すると、胎児が白内障、先天性心疾患、難聴などの障がい（先天性風しん症候群）をもって生まれてくる可能性があります。風しんは咳やくしゃみの飛沫感染によって簡単に移ってしまうことから、最も有効な予防策は、予防接種であると言われています。妊娠中は予防接種（生ワクチン）を受けることができないため、妊娠を希望又は予定している女性だけでなく、配偶者の方にも出来るだけ早い時期に予防接種を受けることをお勧めします。

- ◆対象：①妊娠を希望又は予定している女性（妊娠中は接種できません）
②妊娠を希望又は予定している女性の配偶者
③妊娠している女性の配偶者

※風しんワクチンを2回接種した方や、風しんに罹患したことがある方は除きます。

※女性が接種した場合は、接種後2カ月間は妊娠を避けてください。

※昭和54年4月1日以前に生まれた男性は、風しん抗体検査・予防接種無料クーポン事業の対象となります。詳しくは保健福祉課保健指導室 ☎82-2111（内505）までお問い合わせください。

- ◆実施医療機関：東川町立診療所
火・木・金 13:00～16:30 まで
予約制 ☎82-2101
- ◆持ち物：住所の確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）
接種する方の母子手帳（お持ちの方）
- ◆ワクチン：MR（麻しん風しん混合）ワクチン
- ◆自己負担額：500円

●出産応援給付金

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などにおける負担を軽減する経済的支援として、出産・子育て応援給付金を支給します。

- ◆対象：東川町民で妊娠されている方（転入の方は前住地で申請されていない方については対象）
- ◆給付額：現金5万円
- ◆手続き：妊娠の届出の際に、保健師と面談後に申請していただきます。
- ◆必要なもの：医療機関で受け取った妊娠の証明（予定日が記入された紙）
振込先の通帳

妊産婦健康診査受診票の使い方

妊婦一般健康診査受診票は**全部で14回**、超音波受診票は**全部で9回**、産婦健康診査受診票は**2回**あります。以下のようにそれぞれ設定された期間がありますので、注意して利用してください。

【妊婦一般健康診査】

回数	標準受診時期	超音波券の有無	利用可能な機関
1	妊娠 8 週前後		道内医療機関
2	妊娠 12 週前後	○	道内医療機関又は指定助産所
3	妊娠 16 週前後		道内医療機関又は指定助産所
4	妊娠 20 週前後	○	道内医療機関又は指定助産所
5	妊娠 24 週前後	○	道内医療機関
6	妊娠 26 週前後	○	道内医療機関又は指定助産所
7	妊娠 28 週前後		道内医療機関又は指定助産所
8	妊娠 30 週前後	○	道内医療機関又は指定助産所
9	妊娠 32 週前後		道内医療機関又は指定助産所
10	妊娠 34 週前後	○	道内医療機関又は指定助産所
11	妊娠 36 週前後		道内医療機関
12	妊娠 37 週前後	○	道内医療機関又は指定助産所
13	妊娠 38 週前後	○	道内医療機関又は指定助産所
14	妊娠 39 週前後	○	道内医療機関又は指定助産所

前期

後期

後期・産婦健康診査受診票受取可能

【産婦健康診査】

回数	標準受診時期	利用可能な機関
1	産後2週前後	道内医療機関又は指定助産所
2	産後1か月前後	道内医療機関又は指定助産所

産婦健康診査の助成回数は、**2回以内**であり、2回の受診が必須ではありません。医療機関の診察計画や産婦の健康状態により、医師と相談の上受診票をお使いください。

※注意事項

- 対象は東川町民（住民票が東川町にあること）で、申請された本人のみ有効です。
- 毎回忘れずに**必ず1回分ずつ**受診票を道内医療機関又は指定助産所へ提出し、健診を受けてください。
- 受診票で賄える健診費用は、北海道が定める健診項目においてのみ適応となります。それ以外の健診、もしくは治療が必要になった場合は、自己負担となります。
- 受診票を使用された際の検査結果は、町に返却されます。
- 未使用の受診票（妊婦一般健康診査・産婦健康診査）は、お手数ですが役場（保健福祉課）にご返却ください。
- 道外医療機関又は指定外助産所を利用される場合には、別途ご相談ください。（償還払いの制度があります。）
- 受診票は金券と同様の扱いとなり、紛失されても原則再発行はできません。ただし、やむを得ない事情がある場合にはお申し出ください。
- 転出される場合、住民票が異動となった時点で、東川町発行の受診票は使えません。転出先の市町村で新たに発行の手続きが必要となります。（残りの受診票を転出先の手続きの際にご提示ください。）

※後期（6回目～14回目）妊婦一般健康診査及び産婦健康診査受診票の受取り方

- 6回目～14回目（妊娠7か月後半以降分）の妊婦一般健康診査受診票と産婦健康診査の受診票につきましては、一括して発行いたします。
- 妊娠24週（妊娠7か月）を過ぎましたら、**母子手帳**を持参の上、役場保健福祉課保健指導室（保健師）まで受取りにいらしてください。
- 個別に案内はいたしませんので、忘れずに申請していただきますようお願いいたします。なお、受診票がなく受診した場合には、補助は受けられませんのでご了承ください。

●（北海道）どさんこ・子育て特典制度

子育てにやさしい環境づくりの推進のため、親子で外出する際に、協賛店舗で特典カードを提示することにより、協賛事業者の特典サービス（割引やプレゼントなど）を受けられる仕組みです。

◆対象：道内にお住まいの妊娠中の方、小学6年生までのお子さんのいる方

◆特典サービス：利用できる店舗の情報は、北海道公式子育て支援サイト「ハグクム」からご確認ください。

◆利用方法：原則、お子さんと同伴で買い物や施設を利用する際にご利用できます。お子さんと同伴での買い物などの外出が難しい場合、協賛店舗では、カードとともにお子さんがいることを証明するもの（保険証、母子健康手帳）を提示することで利用できることとしています。協賛店舗で事前にカードを提示し、利用を申し出てください。協賛店舗によって利用条件が異なるため、不明な場合は事前に協賛店舗にご確認ください。

◆問い合わせ先：北海道保健福祉部子ども政策企画課政策企画係
Tel: 011-206-6309 FAX: 011-232-4240

東川町では妊娠届出の際に、特典カードをお渡ししています。転入等でお持ちでない方は、保健福祉課（☎82-2111）までご連絡ください。

（3）あんしん移動支援

問い合わせ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内502）

妊産婦のタクシー利用料金の一部を助成します。
雪道や子どもを連れての運転に不安な時、つわりなどで体調が悪い日の受診や、陣痛が始まった時に、身近に運転手がない時など、様々なシーンでご活用ください。

◆内容：タクシー利用料金について、上限 10,000 円まで助成
（回数制限なし）

◆対象期間：母子手帳交付から 1 年間

◆対象者：利用から申請まで東川町に住民票がある妊産婦

◆助成の方法：

利用料金は一度ご負担いただき、後日役場保健福祉課窓口にて申請手続きをしてください。利用から 3 か月以内の申請をお願いします。

◆申請時に必要な物：

- ① 申請書（役場窓口でご記入いただけます）
- ② 領収書
- ③ 振込先の通帳
- ④ 母子手帳

※タクシー会社の指定はありませんが、陣痛の時に利用できるかどうかの確認は事前にタクシー会社に確認されることをお勧めします。

「旭川 子育てタクシー」で検索

(4) 赤ちゃんが生まれたら



- 出生届 問合せ先：役場税務住民課 住民室 Tel：82-2111（内112、113）

赤ちゃんが生まれた日から、14日以内に住所地、出生地、本籍地、一時滞在地のいずれかの市区町村役場に「出生届」の提出が必要です。

- ◆必要な物：届出人の印鑑（スタンプ印は不可）、届書（出生証明書添付のもの）
- ◆届出人：①父または母
②同居人
③出産に立ち会った医師、助産師

※出生届の手続きと一緒に、子ども医療費助成（22頁）、児童手当（23頁）の手続きも行いますので、それぞれの必要なものについてもご確認ください。



- 低体重児出生届 問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内506）

出生体重が2,500g未満の赤ちゃんが生まれた時には届出が必要です。
代理届出人でも提出できますし、電話連絡でも可能ですので、すみやかに届け出てください。

- ◆必要な物：お母さんと赤ちゃんのマイナンバー（個人番号）

- 出生連絡のハガキ 問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内506）

母子手帳交付時にお渡しした出生連絡のハガキの提出をお願いします。
出生届の際に、保健福祉課に提出してください。
後日、保健師から赤ちゃん訪問のご連絡をさせていただきます。

- 東川町社会福祉協議会 子育て支援事業～ごみ袋支給事業

東川町に在住されている世帯で出生された新生児に、紙おむつ処理に要するごみ袋を贈呈します。

- ◆対象：出生時において東川町に在住する新生児
- ◆支給方法：出生届出時に、役場（税務定住課住民室）で申請書をもって、東川町社会福祉協議会へ提出してください。
- ◆支給内容：東川町指定の燃やせるごみ袋を新生児1人につき50枚（容量20L×50枚）
- ◆申請先：東川町社会福祉協議会
住所 東町2丁目12番10号 東川町共生プラザそらいろ内
Tel 82-7505
業務時間 8時30分～17時15分（土、日、祝祭日は除く）



2. 産前・産後のママを応援

(1) 産前・産後サポート事業～ママこっこクラス～

問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内 506）

●ママこっこクラス～助産師さんのおはなし会～

助産師さんを中心に、不安や悩みを相談しながら楽しく交流する講座です。

ひとつだけでも参加いただけます。

対象	日程	内容
妊婦&産婦	①6月10日（月）	「おっぱいあれこれ」 ・妊娠中に母乳育児についてお話をきいてみたい方 ・そろそろ卒乳をお考えの方、もう少し後だけど今のうちに聞いておきたい方、職場復帰の予定の方 ・母乳育児のあれこれについて…聞いてみたい方
	②8月19日（月）	「妊娠・授乳からはじまる食育のおはなし会」 ・母乳で育つと貧血になりやすいの？ ・母乳とごはんどちらが先？ ・ビタミンD不足にならないために ・食事についての様々な悩みを中心に。
	③11月6日（月）	「骨盤ケア&マタニティヨガ」 ・骨盤ケアとマタニティヨガを合わせた会。 ・お産への準備&産後を快適に過ごすために、体を動かしてみませんか。 ・妊婦さんの参加については、妊娠15週以降で体調の良い方となります。 ・持ち物：ヨガマット（貸出可） 飲み物
妊婦のみ	④9月（未定）	「お産にむけた心と身体づくり～パースプランを考えよう」 ・来るべきお産に向かって、幸せな気持ちや不安な気持ちを分かち合いながら「自分のお産」について、心と身体の準備をすすめていきませんか。
	⑤R6年3月（未定）	9月とほぼ同じ内容
妊婦&パートナー	⑥7月（土）（未定）	「赤ちゃんのお世話について」 ・赤ちゃんの抱き方、沐浴の仕方など実技も行います。
	⑦R6年1月（土）（未定）	7月とほぼ同じ内容

- ◆対象：東川町在住の妊産婦さんとパートナー（産婦さん：お産から概ね1年以内の方）
母乳育児や産前産後の心身に不安や悩みがある方
※お子さんと一緒にご参加いただけます（託児1週間前まで要相談）

- ◆場所：東川町共生プラザそらいろ

- ◆申込：役場保健福祉課 0166-82-2111（内506）

- ◆講師：①② 助産院まぐのりあ 笹川 朝子 助産師
旭川市内在住の助産師、IBCLC（国際認定母乳育児支援コンサルタント）。当町の乳幼児健診のスタッフとしてお越しいただいており、また東川町の産後ケアを委託しています。偏った情報ではなく、エビデンスのある情報提供を通して、お母さんやご家族にとって、より良い育児の選択を提案して下さる助産師さんです。

③ のぐち母乳育児相談室 野口 智子 助産師
名寄市在住の助産師、IBCLC（国際認定母乳育児支援コンサルタント）。卒乳講座や骨盤ケア、母乳育児と歯のお話会、子供に寄り添った食事のお話、母乳と薬剤、子どもの眠り、ベビーマッサージ、骨盤ケア等の講座や、育児相談等の活動をされています。

④～⑦ あゆる助産院 院長 北田恵美 助産師
旭川市在住の助産師、思春期保健指導士 傾聴療法士。「女性と赤ちゃんの尊厳を守るお産」をモットーに活動されています。マタニティサポート外来や産婦健診、女性と思春期のメンタル外来、母乳育児相談、更年期相談なども実施。「助産師はここにいるよ！あなたは大丈夫！」というメッセージを発信し続けている、地域の身近な心強い助産師さん。（東川町の産後ケアを委託しています。）



(2) 産婦健康診査

問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内 506）

●産婦健康診査

産後2週間と1か月にお産した医療機関で受ける健診です。お母さんの子宮の回復具合や、体調について確認したり、産後のメンタルに関する質問票などがあります。詳細は3ページをご覧ください。

(3) 産後ケア事業

問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内 506）

●産後ケア事業

★産後ケアとは？

お母さんの心身の回復を図るためのケアや、授乳や赤ちゃんのお世話など育児の支援です。

◆対象：東川町に住居票のある産後1年以内のお母さんで、産後ケアを必要とする方
（※医療行為が必要な方は利用できません。）

◆ケアの内容：

- ・産後や育児中のお母さんへの体力回復への支援
- ・授乳や沐浴等の育児手技に関する相談や支援
- ・母乳育児やミルクに関するケアや相談
- ・お子さんの発育発達に関する相談や子育てに関する相談や支援

◆利用できる施設：

	宿泊	日帰り	訪問	住所・電話	受付・申込
市立旭川病院	○	○	—	旭川市金星町1丁目1番65号 ☎0166-24-3181 (産婦人科外来)	月～水曜 13時～17時 木・金曜 8時半～12時 (祝日除く)
助産院あゆる	○	○	○	旭川市永山8条15丁目 ☎0166-49-6018	平日9時～17時
助産院まぐのりあ	—	—	○	旭川市緑が丘東4-2 ☎080-6065-4339	平日9時～17時

◆利用できる日数：1回の出産につき、通算して原則7日まで

※宿泊を利用の場合は、1泊2日→2日分、2泊3日→3日分利用とみなします。

◆利用方法：

利用希望日の数日前に、施設に直接「産後ケア」利用の申し込みをしてください。
施設側と持ち物の確認等を行いましょ。

◆利用料金：無料（※食事が提供される場合は、食事代が別途かかります。）

母乳をあげているけれど、足りているのかな・・・
おっぱいの相談、ケアを受けたいな・・・

育児に不安があるので相談したい、そして自分も癒されたい・・・



からだやところが疲れていて、少し休みたいな・・・



そんな産後のお母さんのための、産後ケア



東川町では、妊娠・出産されたお母さんが、健やかな生活を送るために、産前産後に受けたケアや家事育児支援サービスなどの利用料を助成します。（上限 1 万円！）

◆対象者：

- ①母子手帳の交付を受けた東川町に住所のある妊婦さん
- ②出産後 1 年以内の東川町に住所のある産婦さん
- ③利用から申請の時点で東川町に住民票がある①②の方

◆助成の対象となるケア：

- ・家事育児支援サービス（※次項の 3 事業所が対象）
- ・妊産婦ヨガ・骨盤ケア・鍼灸・整体など
- ・産科医療機関や助産所での母乳ケア外来、母乳育児相談
- ・授乳、沐浴等の育児相談
- ・医師や助産師等による妊娠、出産、育児に関する教室

※対象外のもの

- ・保険適用（3 割負担）でお支払いいただいたケア
- ・物の購入やレンタル費用
- ・食費（外食含）、サプリメントなどの購入費用
- ・ベビーマッサージ等の赤ちゃんにケアに関するもの など

◆助成の方法：

利用料金は一度ご負担いただき、後日役場保健福祉課窓口にて申請手続きをしてください。
利用から 3 か月以内の申請をお願いします。

上限 1 万円まで払い戻しが可能です。

※ 多胎の場合は上限 2 万円まで払い戻しが可能です。

◆申請時に必要な物：

- ①東川町妊産婦応援事業利用申請書（役場窓口でご記入いただけます）
- ②対象となるケアの自己負担分の「領収書」と「明細書」（ケアの内容がわかるもの）
- ③振込先の通帳
- ④母子手帳

次ページにつづく・・・

【家事・育児支援】

*利用料金、交通費等の詳細は希望する事業所にお問い合わせください。

事業所名（例）	住所・電話	受付日・時間	利用料金
旭川NPOサポートセンター	旭川市7条通り13丁目60-8 ウォーム713-102号室 ☎0166-74-5380	月～金 8:45～17:15	1,500円/時 別途交通費
保育サポーターあいあい	☎090-6266-1051	月～金 8:00～19:00	1,000円/時 別途交通費
旭川大丸ケアサービス（株）	旭川市4条通1丁目1963 ☎0166-21-5002	月～金 8:00～20:00	ホームページ 参照



【東川町内の整体・鍼灸院】

*指定の事業所はありません。個人での利用ですので、下記以外（町外）の事業所も対象となります。

*利用料金等の詳細は希望する事業所に直接お問い合わせください。

きむら鍼灸院

レディースケアやマタニティケア
TEL 0166-85-6021

よもぎ鍼灸院

妊娠サポートコースや産後のケア
TEL 0166-74-6268

東川はり灸院

妊娠中の腰痛や足のむくみ、産後のケア
TEL 0166-56-4743



【利用例】

☆家事支援を主に利用。

産後1か月間、家事育児支援サービスを週に2回（各2時間）利用し、洗濯や掃除、買い物、食事作り等を依頼。利用料約16,000～20,000円のうち、10,000円が後日払い戻しされます。

☆整体5,000円と家事代行サービス7,000円を利用。

5,000+7,000=12,000円のうち、10,000円が後日払い戻しされます。

☆鍼灸4,000円を利用。

4,000円が後日払い戻しされます。

10,000-4,000=6,000円分は後日、また利用することができます。

(5) お掃除&昼食宅配共通クーポン

問合せ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内502）

妊娠中や産後になかなかできない大掃除をプロにお任せできます！
妊産婦さんにランチを届けます！（ご家族の利用もできます）

- ◆内容：妊婦一般健康診査受診票（後期）の申請の際に、上記で利用できる共通クーポン券（20,000円分）をお渡しします。
- ◆対象期間：発行から1年間
- ◆対象者：（お掃除）お掃除場所が妊産婦の居住する町内のお宅で、かつ利用時点で東川町に住民票がある妊産婦
（昼食宅配）
利用時点で東川町に住民票がある妊産婦
- ◆対象店舗：（お掃除）株式会社ダスキン
（昼食宅配）「ひがしかわ食堂ワッカ」「ギャラリーZen(ギャラリー+カフェ)」
- ◆利用方法：（お掃除）クーポンに掲載された2次元コードを読み取ってください
（昼食宅配）昼食宅配受付事務所 0166-76-7033

(6) きょうだい保育

問合せ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内502）

産後のきょうだいの保育を受け入れます。

- ◆内容：3歳未満児、3歳以上のいずれかの場合でも、きょうだいの保育園型（短時間保育）の相談を受けます。
- ◆受け入れ期間：産後1年
- ◆対象施設：「東川町幼児センター（通称：ももんがの家）」
「東川こまくさ保育園」
「小規模保育園東川くるみの木」
- ◆利用方法：それぞれの施設にお問い合わせください。

※各園の定員によりお受けできない場合があります。



ヘルパーが家事や子育てをお手伝いします。

産前・産後の体調が不安定な時期に、毎日の家事や育児に大変さを感じている方をサポートします。市内のヘルパー事業者がお宅にうかがい、家事・育児の支援をいたします。

利用できる方

東川町に住民票のある妊娠中又は産後1年未満(多胎の場合は産後2年未満)の方
*転出等で町外に住民票を異動した場合は、ご利用いただけませんのでご注意ください。

支援の内容

家事に関するもの ~ 食事の準備や後片付け、衣類の洗濯や簡単な補修、お部屋の掃除やお片付け、生活必需品の買物など
*大掃除、床のワックスがけ、浴室のカビ取り、換気扇掃除、庭の掃除、草取り、大量の洗濯、大きな買物などはできません。
育児に関するもの ~ 授乳、オムツ交換、沐浴のお手伝い、上のお子さんのお世話など
*保護者が一緒にいる場所でお手伝いをします(託児ではありません)。

★支援内容の詳細については、次ページ(具体例)をご覧ください。

利用できる回数

1回の出産につき20回(1日1回まで)
(多胎の場合は40回)

利用できる時間

月曜から金曜まで
午前9時から午後6時まで

利用料金

1回(2時間以内)につき500円
*買物、送迎等で交通費がかかる場合は、別途実費を負担していただきます。

利用のながれ

◆利用申請

事業の利用を希望された方には、申請書をご記入いただきます。後日、利用券が郵送で送られます。

*転入者で本事業の利用を希望される場合は、保健福祉課(☎82-2111)にご連絡ください。

◆利用申込み

サービスを利用したい時に、事業所に電話で直接お申込みください。

希望するサービス内容、日時等をお伝えいただきましたら、事業所が調整を行います。

*ヘルパーの円滑な派遣のため、利用希望日の3日前までにお申込みをお願いします。

*事業所の状況によっては、サービスの内容、日時等でご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

◆ヘルパー訪問(サービス利用)

ヘルパーが家事・育児のサービスを行います。

*利用券及び母子健康手帳をヘルパーに提示し、確認を受けてください。

*初回のサービス利用時には、必要に応じ利用時間内で面談を行い、お子さんの様子や家の様子などの聞き取りをします。

◆利用後

利用券をヘルパーに渡してください。

利用料金(1回500円)をヘルパーに支払い、領収書をお受け取りください。



♪サービス内容（具体例）♪

《家事支援》

原則として、日常的に行う必要がある家事を対象とします。

	支援できる内容（例）	支援できない内容（例）
食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な調理（日常的に調理可能なもの） ・配膳、片づけ、テーブル拭き 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて作る料理 ・来客の応対（飲食や食事の手配等）
衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類の洗濯、干す、たたむ ・アイロンをかける ・簡単な衣類の補修（ボタン付け等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の洗濯機で洗えない大きな物、特別な手間をかけて洗う洗濯 ・大量の洗濯、大量のアイロンがけ
居室等の掃除及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ・居間、寝室、台所、トイレ、浴室、洗面所、玄関等の簡単な掃除 ・新聞、雑誌等の簡単な片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて行う掃除（大掃除、床のワックスがけ、浴室のカビ取り等） ・庭の掃除（水やり、剪定、草むしり等） ・除雪 ・引っ越しの手伝い
生活必需品の買物	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣のスーパー、コンビニ等で購入可能な食材、日用品の買物 ・商品代、交通費は利用者負担。移動時間も利用時間に含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活必需品以外の買物（出産祝いのお返し品、大型品、大量の買物等）
その他必要な家事	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ交換、布団干し、ゴミ出し ・郵便物及び宅配便の持ち込み（徒歩で持ち運べるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関での現金の出し入れ、振込等 ・役所、税務署等への申請等 ・ペットの世話、散歩等 ・自動車の給油、洗車

《育児支援》

保護者が一緒にいる場所での育児のお手伝いを対象とします。

	支援できる内容（例）	支援できない内容（例）
授乳・食事介助	<ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルクの調合、授乳の手伝い ・哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・離乳食の調理 ・お子さんに食事を与えることの介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが一人でお子さんのお世話をすること
おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツや衣類の交換 ・オムツの後片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが一人でお子さんのお世話をすること
沐浴介助	<ul style="list-style-type: none"> ・着替えの準備 ・ベビーバスの用意・後片付け ・沐浴の手伝い ・体を拭く、着替えの手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが一人でお子さんのお世話をすること ・おへその消毒 ・爪切り
適切な育児環境の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビー布団の用意、片付け、布団干し ・室温調整、着替え 	
上のお子さんのお世話	<ul style="list-style-type: none"> ・上のお子さんの食事・おやつのお世話、着替え、トイレの介助、遊び相手等 ・保護者同伴での上のお子さんとの外出（保育園の送迎、病院受診の付き添い等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同伴なしでの赤ちゃんとの外出、預かり
その他必要な育児	<ul style="list-style-type: none"> ・健診、通院時等の付き添い（保護者同伴での赤ちゃんの外出） ＊自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。なお、ヘルパーとの現地待ち合わせは可能。 ＊ヘルパーが公共交通機関を利用した際に要した費用は利用者負担。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同伴なしでの赤ちゃんとの外出、預かり ・保護者の医療機関受診の付き添い ・冠婚葬祭等の付き添い ・ヘルパーが運転する車への同乗



3. 赤ちゃんの健やかな育ちのために

(1) 赤ちゃん訪問

問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内506）

●赤ちゃん訪問

生後1か月前後に、保健師がご自宅へお伺いして、赤ちゃんの発育、発達をお母さんと一緒に確認し、育児上の心配ごとなどの相談に応じます。

- ◆対象：新生児とお母さん
- ◆案内：担当保健師から連絡し、日程調整をさせていただきます。



(2) 新生児～乳児期に受ける検査

問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内506）

●新生児聴覚検査

赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。生まれつき、両側の耳の聞こえに異常があるおこさんは、1,000人に1～2人と言われています。この検査により、聴覚の異常を早期に発見し適切な治療を行うことで、言葉の発達への大きな効果が期待できます。

- ◆対象：検査を受ける際に、保護者（産婦）が東川町在住の方であり、かつ東川町に住民登録がされる新生児
- ◆助成内容：自動ABR、OAEどちらかの検査いずれか1回、初回検査にかかる費用を全額助成
- ◆手続き：妊産婦健康診査受診票の後期申請時にあわせて新生児聴覚検査受診票発行
- ◆必要な物：母子手帳
- ◆受診期間：原則として出生後1週間以内に出生した医療機関で実施
出産される医療機関が検査を実施していない場合は、退院後、生後3か月以内に他院出生児の検査を実施している医療機関にて実施
- ◆注意事項：新生児聴覚検査受診票は道内の委託医療機関で利用できます。里帰り等で、道外医療機関で検査を受ける場合は、別途ご相談ください。（償還払いの制度があります。）

※新生児聴覚検査の詳細内容は、北海道のホームページをご覧ください。

「北海道 新生児聴覚検査」で

●胆道閉鎖症スクリーニング検査

胆道閉鎖症を早期に発見するための検査です。母子手帳のカラーカードを見て、お母さんが赤ちゃんの便の色を確認し、異常が見受けられた時は、すぐに医師に相談しましょう。生後4か月くらいまでは、便の色に注意が必要です。

●先天性股関節脱臼検査

「先天性股関節脱臼」とは、生まれつき股の関節がはずれていたり、はずれやすい状態にあるものをいいます。放っておくと運動障害のために歩行困難となる場合があります。そこで、脱臼がはっきりしてくる生後3か月頃に検査を受けて早期発見・早期治療をすることが大切です。

- ◆対象：生後3か月頃
- ◆場所：整形外科
- ◆料金：自己負担

(3) 予防接種

子どもは病気にかかりやすく、かかると重たくなることがありますが、予防接種で防ぐことができる病気もあります。対象月齢になったら、体調の良い時に予防接種を済ませて病気に対する抵抗力をつけましょう。

相談・問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内 505・506）

経口生ワクチン	ロタウイルス	1 価	生後 6 週～24 週まで	2 回：27 日以上の間隔をおいて	ロタ：1 回目の接種は、生後 14 週 6 日までにすることが推奨
		5 価	生後 6 週～32 週まで	3 回：27 日以上の間隔をおいて	
不活化ワクチン	小児用肺炎球菌 (R6 年度からこれまでの 13 価から 15 価にかわります)	生後 2 か月～5 歳の誕生日前日まで	初回接種開始月齢	生後 2 か月～7 か月になる前日	初回 3 回：2 歳の誕生日前日までの間（標準は 1 歳まで）に 27 日以上間隔をおいて ※2 回目の接種は、1 歳の誕生日前日までに。もし 1 歳を超えた場合、3 回目の接種は行わない（追加接種は可能） 追加 1 回：初回接種終了後 60 日以上間隔をおいて 1 歳以降に（標準は 1 歳から 1 歳 3 か月になる前日まで）
				生後 7 か月～1 歳の誕生日前日	初回 2 回：2 歳の誕生日前日までに 27 日以上間隔をおいて 追加 1 回：初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 歳以降に
				1 歳～2 歳の誕生日前日	60 日以上間隔をおいて 2 回
				2 歳～5 歳の誕生日前日	1 回
	B 型肝炎	1 歳の誕生日前日まで	計 3 回：標準は生後 2 か月から生後 9 か月になる前日まで ・27 日以上の間隔をおいて 2 回 ・1 回目の接種から 139 日以上を経過した後に 1 回（3 回目）		
★R6 年 2 月 1 日以降に生まれた児 五種混合 ・ジフテリア ・破傷風 ・百日せき ・不活化ポリオ ・ヒブ	生後 2 か月～7 歳 6 か月になる前日まで	※2 期（ジフテリア・破傷風）は 11 歳以上 13 歳未満 1 期初回（3 回）：標準は生後 2 か月から 1 歳の誕生日前日までに、20 日以上（標準は 20～56 日）間隔をおいて 1 期追加（1 回）：1 期初回（3 回）終了後、6 か月以上（標準は 12 か月～18 か月）間隔をおいて			
★R6 年 1 月 31 日以前に生まれた児 ※四種混合とヒブを一度も接種していない場合は、 五種混合を接種することができます。	四種混合 ・ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ	接種可能期間やスケジュールは、五種混合と同じ			
注射生ワクチン	BCG	1 歳の誕生日前日まで	初回接種開始月齢	生後 2 か月～7 か月になる前日	初回 3 回：1 歳の誕生日前日までに 27 日以上（標準は 27～56 日）間隔をおいて 追加 1 回：初回接種終了後 7 か月以上（標準は 7～13 か月）間隔をおいて
				生後 7 か月～1 歳の誕生日前日	初回 2 回：1 歳の誕生日前日までの間に 27 日以上（標準は 27～56 日）間隔をおいて 追加 1 回：初回接種終了後 7 か月以上（標準は 7～13 か月）間隔をおいて
				1 歳～5 歳の誕生日前日	1 回
				1 回：標準は生後 5 か月から生後 8 か月になる前日まで	
水痘	1 歳～3 歳の誕生日前日まで	1 回目：標準は 1 歳から 1 歳 3 か月になる前日まで	2 回目：1 回目接種後、3 か月以上（標準は 6 か月～12 か月）までの間隔をおいて		
		第 1 期：1 歳～2 歳の誕生日前日まで		1 回	
麻疹・風しん混合	第 1 期：1 歳～2 歳の誕生日前日まで	第 2 期：就学前の 1 年間	1 回		
			1 回		
不活化ワクチン	日本脳炎	1 期初回・1 期追加：生後 6 か月～7 歳 6 か月になる前日まで ※2 期は 9 歳以上 13 歳未満	1 期初回（2 回）：標準は 3 歳から 4 歳の誕生日前日までに、6 日以上（標準は 6～28 日）間隔をおいて		
			1 期追加（1 回）：標準は 4 歳から 5 歳の誕生日前日までに。1 期初回終了後 6 か月以上（標準はおおむね 1 年）経過してから		

●接種場所や接種日時について

- ◆場 所 : 東川町立診療所
- ◆実施日(時間) : 火・木・金(13:00~16:30) ※予約制
- ◆電 話(予約先) : 東川町立診療所 ☎82-2101 ※予約は3日前まで(土日祝日除く)
東川公式アプリからも予約できます。
- ◆持ち物 : 母子手帳・住所の確認ができるもの(健康保険証・子ども医療費受給者証など)
予診票(赤ちゃん訪問の時にお渡しします。)
※町立診療所にも予診票はあります。
- ◆その他 : 東川町立診療所で接種できない場合は、役場保健福祉課(保健指導室)までお問い合わせください。

●任意予防接種

東川町ではインフルエンザのワクチンの費用の助成を行っています。

- ◆対 象 : 全町民 16歳未満の方は、保護者同伴でお願いします。
※妊娠中の方は、妊娠14週以降で接種を希望される方は主治医の確認が必要です。
- ◆回 数 : 13歳以上…1回 13歳未満…2回(1回目から2週~4週間の間隔をあけて)
- ◆費 用 : 1回 500円(費用は変更になる場合があります。)
13歳未満の方は2回目の接種費用も補助対象となります。
- ◆接種期間 : 10月頃~2月頃まで。時期が近づいたら広報で周知いたします。
- ◆実施場所 : 東川町立診療所
月~金(祝日除く) 午前9時~11時半、午後1時~4時半まで。※予約不要
毎週水曜日の午後は医師不在のため、15歳以下、妊婦の接種はできません。
- ◆持ち物 : 住所の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証、子ども医療費受給者証など)
中学生以下の方は必ず母子手帳
- ◆その他 : 次の事項に該当する場合は、当日接種を行うことができません。
 - ・明らかに発熱のある人(一般的に体温が37.5℃以上)
 - ・重とくな急性疾患にかかっていることが明らかな人
 - ・インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショック(ひどいアレルギー反応)を起こしたことがある人
 - ・その他、医師が不適当な状態と判断した場合



(4) 乳幼児健康診査

問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内506）

お子さんの発達や健康状態を確認し、成長と一緒に見守っていくために一定時期に健康診断を行っています。健診日に都合の悪い方は相談に応じますので、忘れず受けましょう。

●乳幼児健康診査

お子さんの発育・発達を確認するために、以下の健診を行っています。健診では、計測、問診、診察、保健・栄養・歯科相談のほか、月齢に応じて歯科検診、尿検査、視覚・聴覚検査、発達相談なども行っています。

◇1か月健診

対象：生後1か月児（令和6年4月1日生まれ以降が対象）

内容：※R6年度からはじまる予定です。詳細が決まりましたら直接保護者にお伝えいたします。

◇乳児健診（毎月1回）

対象：4か月児・7か月児・10か月児・13か月児

※対象月齢以外でも、希望があれば受診することができます。保健師にご相談ください。

◇1歳6か月児健診（年3回）

対象：1歳6か月～1歳9か月頃

◇3歳児健診（年3回）

対象：3歳～3歳4か月頃

- ◆場所：保健福祉センター 集団検診室
- ◆案内：対象の方には、個別に案内をお送りいたします。
- ◆日程：役場ホームページ、母子保健日程表でご確認ください。
- ◆持ち物：母子手帳、問診票等



(5) 育児相談・教室

問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内506）

●子育て相談

発育、発達、栄養面など、育児に関するご相談を保健師、栄養士がお受けします。電話や来所、訪問で対応させていただきます。お気軽にご相談ください。

- ◆日時：平日 8:30～17:15
来所相談の場合、事前にご連絡いただくと準備ができますのでよりスムーズです。
- ◆場所：保健福祉センター
- ◆電話相談：平日 8:30～17:15

●離乳食教室

離乳食について、段階に応じた各期の調理形態や調理方法をお伝えします。（申込み制）

- ◆場所：そらいろ
- ◆対象：前期4～7か月児の保護者
後期8～10か月児の保護者
- ◆開催日：月1回
- ◆周知：広報・対象者への個別案内
- ◆内容：講話・調理・試食

●東川町地域子育て支援センター・子育て相談

問合せ先：東川町地域子育て支援センター Tel：82-5100

子育ての不安や悩みなど、どんなことでもひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

- ◆日時：平日 8:30～17:00
- ◆場所：東川町地域子育て支援センター



4. 子育て家庭を応援

(1) 子育て応援給付金

●子育て応援給付金

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などにおける負担を軽減する経済的支援として、出産・子育て応援給付金を支給します。

- ◆対象 : 出生した児童の養育者
 - ・児童、養育者はいずれも東川町民
 - ・転入の方は前住地で申請されていない方については対象
- ◆給付額 : 現金5万円(児ひとりにつき)
- ◆手続き : 赤ちゃん訪問の際に、保健師と面談後申請していただきます。
- ◆必要なもの : 振込先の通帳

(2) 一時預かり

名称	対象	時間	費用	利用方法
東川町幼児センター (通称: ももんがの家) 住所: 西4号北8番地 Tel: 82-3400	概ね3歳以下で東川町幼児センターに在園しない子ども	月～金曜 8:30～17:30までの間の8時間または4時間未満 ※月15日以内の利用	8時間以内— 1500円 4時間未満— 800円	利用希望者は、事前に『一時保育利用登録』(1年毎)が必要です。利用希望者は、前月の15日(土日祝日の場合は前日)までに申込書を提出してください。 預かり時間に応じて昼食180円、おやつ60円が別途かかります。
東川こまくさ保育園 住所: 東町1丁目15-2 Tel: 82-2003	生後8週間後～就学前までの子ども	月～土曜 8:30～16:30までの8時間または4時間以内	8時間以内— 1500円 4時間以内— 800円 給食利用料(おやつ含む)— 300円	登録申請後事前申し込み・前月の15日までに申し込みください。 R6年度休止中 *再開については施設にお問い合わせください。
小規模保育園くるみの木 住所: 東町1丁目15-2 Tel: 76-9873	R6年度 受入れに向けて調整中			
子育て応援ルーム ひまわり 住所: 東町1丁目19-1 Tel: 090-1387-2179	東川町の2か月～就学前までの子ども	月～金曜日 8:30～17:30	1時間300円	①まずはお電話を。 ②見学と説明 詳しい利用方法や持ち物等を説明します。 ③利用手続き ④利用開始
緊急さぼねっと	19ページを参照ください。			

(3) 育児パス・カフェ共通クーポン

問合せ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内502）

お子さんの一時預かりと、町内カフェ（2か所）で利用できる共通クーポンをプレゼント！

◆内 容：児童手当決定通知等送付時に、対象の方にクーポン券（500円×30枚綴り）をお渡しします。

◆利用方法：利用先でのお支払いの際にクーポンをご利用ください。

◆対象事業所：（一時預かり）

「子育て応援ルーム ひまわり」

（カフェ）

「ギャラリーZen（ギャラリー+カフェ）」 南町3丁目3-2

「ひがしかわ食堂ワッカ」 北町1丁目1-1 東川複合交流施設 せんとびゅあ内

◆対 象：生後2か月～就学前のお子様がいる家庭

(4) 子育てサポート費用の補助

●上川中部こども緊急さぼねっと

子どもの預かりなどを支援するシステムです。あらかじめ登録している地域の方が子どもを預かる事業で、子どもを預かってほしい「利用会員」と、子どもを預かる「スタッフ会員」の橋わたしをします。

◆内容

利用者の自宅か、スタッフの自宅等での子どもの預かり

子どもが元気な時の預かりと、病児・病後児の預かり、宿泊

◆利用時間・料金

利用時間	1時間当たり (円)
7時30分～18時	1,000
18時～23時	1,200

「緊急さぼねっと」と標記されていますが、緊急ではなくても、ご利用いただけます。お気軽にご利用ください。

※東川町の助成制度（一般は1/2を補助、ひとり親又は非課税世帯は4/5を補助）があります。

※利用料金とは別に、交通費がかかります。

※病児、病後児の預かりは、7時半～18時までの利用に限られます。

※宿泊は18時～翌8時まで、スタッフ会員宅で行います。料金はお問い合わせください。

詳細な内容については、保健福祉課にパンフレットがありますのでご参照ください。

◆問合せ先

上川中部こども緊急さぼねっと

Tel：0166-74-5380（FAX兼用）

ホームページをご参照ください。「上川中部こども緊急さぼねっと」で

5. 赤ちゃんを望む人へ

●東川町不妊治療費助成 問合せ先：役場保健福祉課 保健指導室 Tel：82-2111（内506）

不妊治療を受ける方の経済的支援のため、令和5年4月1日以降に開始した治療費について、保険適用とされた分の自己負担額について全額を助成します。

- ◆対象：健康保険が適用されている一般不妊治療、又は生殖補助医療を受けており、次の要件を全て満たす方
 - ・夫婦のいずれかが、治療を受けた日の6か月前から申請日までの間、引き続き東川町に住所を有すること
 - ・夫婦のいずれも町民税等の滞納がないこと
 - ・他の市区町村で同一の治療に関して助成を受けていないこと
 - ・専門医（産婦人科、又は泌尿器科）による治療を受けていること

本事業の対象に該当するかどうかを事前に判断するため、チェックシートを申請の前に（可能であれば治療開始前に）保健福祉課まで提出してください。

（来所が難しい方は、お電話での聞き取りでも構いません。）

- ◆申請方法：治療終了後に、必要書類をそろえて保健福祉課窓口へ提出してください。

- ◆必要な物：東川町不妊治療費助成事業申請書
東川町不妊治療費助成事業受診等証明書
領収書・明細書の原本
健康保険証の写し
通帳（振込口座）の写し

詳細は町のホームページをご覧ください。
チェックシートや申請書等は、ホームページからダウンロードすることができます。

ー必要に応じてー

限度額認定証、給付決定通知書等の写し（高額療養費制度またはその他の医療費軽減制度が適用されている場合のみ）

それぞれの戸籍謄本（事実婚の場合のみ）

事実婚に関する申立書（事実婚の場合のみ）

夫婦いずれかの住所が町外にある場合は、町外に住所を有する方の住民票

●（北海道）不育症治療費助成事業

北海道では、不育症に関する治療や検査を受けている方の経済的負担を軽減するため平成29年度から不育症治療費助成事業を実施しています

- ◆対象：2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、道内（札幌市、旭川市及び函館市を除く）に住所を有する方（※令和4年度から法律上の婚姻関係及び夫婦の所得に係る要件が撤廃されました）

- ◆対象治療等：道が定める不育症の因子を特定するための検査及び治療
検査：子宮形態検査、内分泌検査、染色体検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査
治療：手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬・甲状腺ホルモン剤、インスリン、低容量アスピリン療法、カウンセリング

- ◆限度額：1回※につき10万円

- ◆申請期限：1回の検査・治療の終了毎に、終了した日の翌日から60日以内
※1回の検査・治療とは、原則、検査と妊娠を経て出産等に至るまでに実施した治療です。

詳細な内容については、北海道のホームページをご参照ください。

「北海道不育症治療助成事業」で[検索](#)

- ◆問合せ先

上川保健所 健康推進課 Tel：0166-46-5988

6. 出産・医療費・子ども手当などのお金に関する制度

● 出産育児一時金 問合せ先：役場税務住民課 住民室 Tel：82-2111（内 112、113）

出産する分娩機関が直接支払制度あるいは受取代理制度のどちらかを実施しているかで利用する制度が決まります。まずは、出産予定の分娩機関にてお尋ねください。

<直接支払制度> ほとんどの分娩機関がこちらを採用しています。

- ①医療期間等と代理契約合意文書を交わすのみです。健康保険組合への申請は必要ありません。
※分娩費用が50万円未満だった場合のみ、差額申請が必要です。
- ②病院が支払い機関を経由して健康保険組合に請求します。
- ③健康保険組合から支払機関を経由して病院に出産育児一時金を支払います。

<受取代理制度>

- ①受取代理用の申請書に医師の証明をもらいます。
- ②出産予定の2か月前以降に健康保険組合へ事前申請をしてください。
- ③病院が健康保険組合に出産育児一時金の請求をします。
- ④健康保険組合から病院に出産育児一時金を支払います。

出産育児一時金は、加入している健康保険組合（保険者）から被保険者に支払われる制度です。詳しくは、加入している保険組合にお問い合わせください。

- ◆手続き：国民健康保険の方は、役場で手続きとなります。それ以外の方は健康保険組合か勤務先となります。
- ◆必要なもの：国民健康保険被保険者証、出産費用の領収明細書、口座振込先がわかるもの
産科医療補償制度の合意文書や契約書等

● 子ども医療費助成 問合せ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内 502）

0歳から18歳（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の子にかかる入通院代を全額助成します。
※保険適用となる診療行為に限ります。
（医科・歯科・薬剤・柔道整復師による施術、初診時一部負担金も含め全額助成。食事負担分は除く。）

- ◆対象：0歳から18歳（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）
- ◆実施方法：現物給付（子ども医療費受給者証を提示すると病院での窓口支払はありません。）
→一部現物給付を受けられない医療機関がありますので、請求された額を病院に支払い、領収書を添えて役場に申請すると後日、保険診療に係る分を支給します。
- ◆必要な物：子ども医療費受給資格申請書（転入、出生等新たに申請する場合／役場ホームページからダウンロードが可能です。）
保険証（お子さんのもの）

※医療費助成申請書（現物給付が受けられない病院の場合、申請書に領収書を添えて提出／役場ホームページからダウンロードが可能です。）

● ひとり親家庭等医療費助成 問合せ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内 502）

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の方が保険証を使って医療機関で受診された際、保険診療金額について、その全部または一部を助成します。 ※所得制限があります。 ※保険適用外の費用などは対象外です。

- ◆対象：18歳未満の母子家庭の母・父子家庭の父（18～20歳未満の子を扶養している母または父）の入院費と18～20歳未満の児童（父母に扶養されている場合）の医療費。
- ◆必要な物：健康保険証

●養育医療費助成 問合せ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内502）

出生体重が2,000グラム以下、もしくは在胎週数37未満で生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を公費負担する制度です。世帯の所得に応じて負担額が変わります。

- ◆対象：東川町に居住し、出生直後に次のいずれかの症状が認められ、医師が入院養育を必要と認めた乳児（0歳児・満1歳の誕生日の前日まで）
 - ①出生時の体重が2,000グラム以下の子
 - ②生活力が特に薄弱で医師が特に入院養育を必要と認めた子
- ◆必要な物：養育医療申請書
養育医療意見書
世帯調書
※いずれも役場ホームページから様式をダウンロードできます。

●児童手当 問合せ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内502）

父母その他保護者へ児童手当を支給することにより、家庭等生活の安定や次代を担う児童の健やかな育ちに寄与することを目的に支給される制度です。

3歳未満は一律15,000円

3歳～12歳の第一子と第二子は10,000円

第三子以降は15,000円

中学生は一律10,000円

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

- ◆対象：中学校終了前までの児童を養育している方
- ◆実施方法：2月、6月、10月の3期に前月までの分を支給します。
（各期1日に口座振込 ※土日祝祭日の場合は、翌日となります。）
- ◆必要な物：児童手当認定請求書（転入・出生により新たに対象となる方）
児童手当額改定認定申請書（既に受給している方で、対象となる子が増減した方）
振込口座のわかるもの（請求者のもの）
※子と別居されている方（住民票が子と異なる方も含む）は、子の住民票（世帯全員のもの）と別居監護申立書が必要となります。
※請求書、申請書の記載例について、役場のホームページをご参照ください。各様式についてのダウンロードも可能です。



●児童扶養手当

問合せ先：役場保健福祉課 社会福祉室 Tel：82-2111（内502）

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童のすこやかな成長を助けることを目的として支給される手当です。

【手当の額】

手当の額は、所得により「全部支給」と「一部支給」に分けられます。対象児童が2人以上いる場合は、1人の手当額にそれぞれ加算されます。

	子ども1人の場合 (令和6年4月～)	子ども2人目の加算額 (令和6年4月～)	子ども3人目以降の加算額 (令和6年4月～)
全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
一部支給(10円単位で設定)	45,490～10,740円	10,740～5,380円	6,440～3,230円

※請求者及び同居の親等の所得制限があります。

※養育費支払いを受けているときはその8割相当額が請求者の所得額に加算されます。

※支給開始の月から5年経過したときは、手当の額が2分の1になりますが、就業している等の一定要件に該当し、期限内に届出書を提出すれば減額されません。

対象：次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父又は母もしくは養育者（父又は母に変わってその児童を養育している人）に支給されます。
なお、児童が心身に一定の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が重度の障害（年金の障害等級1級相当）にある児童
4. 父又は母の生死が明らかでない児童
5. 父又は母から1年以上遺棄されている児童
6. 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
7. 父又は母が1年以上拘禁されている児童
8. 婚姻によらないで生まれた児童
9. 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※公的年金等との併給について

平成26年12月1日から、公的年金等の受給額が児童扶養手当の受給額を下回っている場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

◆実施方法：5、7、9、11、1、3月の6期に前月までの分が支給されます（11日頃口座振り込み）

◆必要な物：児童扶養手当認定請求書

年金手帳

貯金通帳（普通口座で請求者名義のもの）

住民票（世帯全員のもの）及び戸籍謄本（親及び子の記載があるもの）

個人番号（マイナンバー）がわかるもの。（個人番号カード・通知カードなど）

本人確認ができるもの（運転免許証や個人番号カードなど）



●特別児童扶養手当

障がいを持つ子どもがいる家庭に対するの援助です。
※所得制限あり

1級 月額 55,350 円
2級 月額 36,860 円

◆対象：中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母等

◆実施方法：4月、8月、11月の3期に前月までの分が支給されます。

●障害児福祉手当

在宅で 20 歳未満の重度の心身障がい児で日常生活において常時の介護が必要な方に支給されます。
月額 15,690 円

◆対象：①身体障害者手帳 1 級（2 級の一部を含む）の方
②療育手帳 A（IQ20 以下）の方
③ ①、②と同程度の障がいまたは病状で、児童が公的年金を受けている場合は支給されません。

●母子寡婦福祉資金

母子家庭、寡婦などの経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として、北海道が実施主体となり、次の 12 種類（事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・修業資金・就職支度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金）の資金について貸出する制度です。

◆問合せ：上川総合振興局 電話 46-5990

●女性の健康サポートセンター

女性の健康上の幅広い相談に対応するために「女性の健康サポートセンター」を開設しています。

◆女性の健康相談ダイヤル

ダイヤル先：0166-46-5992

受付時間：8:45～17:30（土日祝日を除く）

相談内容：・妊娠、出産、子育てに関する相談

・不妊に関する相談

・思春期の健康に関する相談

・更年期に関する相談

・その他女性の心身の健康に関する相談

・「女性の健康相談の日」の予約

◆女性の健康相談の日（予約制）

日時：毎月第 3 火曜日 10:00～12:00

場所：上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室） 上川合同庁舎内 相談室

予約方法：前日までにお電話で予約してください。

その他：相談は無料です。プライバシーは厳守いたします。

◆問合せ：上川保健所 健康推進課 健康支援係
電話 46-5992

7. 遊びの場・集いの場

赤ちゃんにとって初めてのお友だち作り、お母さんにとっても育児をしている仲間づくりの場を紹介します。

●東川町地域子育て支援センター Tel：82-5100

子どもたちの遊びの場、親同士、妊婦さんの交流の場、子育てに関する情報交換ができる場です。電話や来所での育児相談も受けています。

◆場所：東川町西4号北8番地（東川町幼児センター 「ももがの家」内）

☆遊びの広場（プレイルーム開放）

プレイルームを開放し、親子が自由に来所できる「遊びの広場」です。予約は不要です。

日時：毎週 月～金（午前 9:00～12:00） 午後開放 月～金（13:00～15:00）

（※幼児センターの事業のため利用できない日があります）

☆よちよち教室（0歳児対象の日）

妊婦や乳児期から母親同士の情報交換と友だちづくりの機会として実施しています。

日時：月2回 午前 10:00～12:00

☆親子遊びの体験教室

親子で遊びの体験を通し、子どもの成長や親同士の交流を深めています。

日時：月2回（木曜日） 午前 10:00～11:30

☆子育て相談

子育ての不安や悩みなど、どんなことでもひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

日時：午前 8:30～17:00（土日祝祭日除く）

専用電話：82-5100

☆子育てサークル等支援

町内で活動している子育てサークル等の支援を行います。事前の予約が必要です。

※幼児センターの事業のため利用できない日があります

☆子育て講座

保護者のリフレッシュと交流と親睦を図る講座です。

日時：年5回実施

☆子育て講演会

子どもの発達、心理等子育てに関する講演会を開催しています。



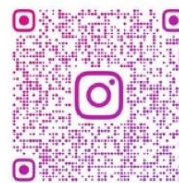
♪毎月の行事予定は、広報の最後のページ（インフォメーション）をご覧ください。♪

●東川町共生プラザそらいろ Tel：82-2111（内 49600）

町民のみなさんの交流施設です。ボルダリング・滑り台・ままごとセットなどがある室内の遊び場「こどもらんど」と2歳児までの小さいお子さんが遊びやすい「ほふくコーナー」があります。館内は飲食も可能です。

◆場所：東川町東町2丁目12番10号

◆開館：9:00～17:00（休館は年末年始のみです）



@SORAIRO.HIGASHIKAWA

●子育て応援ルーム ひまわり

✿子育てひろば～親子で過ごします。

利用日時：月～金 10：00～11：30、13：30～15：00
時間内は出入り自由。無料で利用できます。

✿一時預かり（※事前予約制）

預ける理由は何でもOK。預けるのに罪悪感はいりません！

対 象 ：東川町の生後2か月～就学前までの子ども

利用日時：月～金 8：30～17：30

利用料金：1時間300円

♪一時預かり利用開始までの流れ

①見学予約・・・まずはお電話を。

②見学と説明・・・施設内の見学と、詳しい利用方法や持ち物などを説明。

③利用手続き・・・書類に記入

④利用スタート

◆場 所：東川町東町1丁目19-1

◆問い合わせ先：090-1387-2179（塚原）

●遊びの広場（旭川福祉専門学校こども学科子育て支援活動）

親子がのびのびと遊び、交流できる場所です。予約不要、時間内の出入りが自由なので、ご都合に合わせて気軽に遊びに来ることができます。豊かな自然の中での外遊びもできます。絵本の読み聞かせやゲーム等、学生による「設定遊び」の時間もあります。午前10時～午後3時（お弁当タイムは12時～）

※活動内容が変更になったり、学生が対応しない開放日になることがあります。詳しくは毎月の『ふれ愛の郷だより』をご覧ください。

◆会 場：地域生活支援センター ふれ愛の郷（東川町進化台）

◆開催日：水曜日 午前10時～午後3時（予約不要）

◆問合せ先：ふれ愛の郷 Tel：82-4858

●ドゥーラカフェ

産前・産後のママの癒しの場として月に1度開催しています。産後ドゥーラとは、産前・産後のお母さんに寄り添い、支援する人のことです。

開催日は、町内会の回覧板で配布される「ふれ愛の郷便り」で案内されます。

◆会 場：地域生活支援センター ふれ愛の郷（東川町進化台）

◆問合せ先：ふれ愛の郷 Tel：82-4858



8. 入園

東川町幼児センターと、東川こまくさ保育園、小規模保育園くるみの木の入園窓口は、子ども未来課（幼児センター内）です。 ☎82-3400 までご連絡ください。

●東川町幼児センター（愛称 ももんがの家） 住所：西4号北8番地 Tel：82-3400

- ◆保育時間：通常の保育時間～幼稚園型 8:30～13:30
保育園型（保育標準 7:30～18:30／保育短時間 7:30～16:30 内8時間）
- ◆保育料：保育を希望するときは、保育認定を受ける必要があります。

3歳以上児の保育料は無料です（預かり保育を除く）。
3歳未満児の保育料は市町村民税額に応じて決定します。子どもが2人以上いる世帯の保育料は軽減されます。

- ◆障がい児保育
対象～保育に欠ける障がい児で、健常児とともに保育することが望ましく、集団保育が可能で日々通園できる特別児童手当の支給対象児。
- ◆体調不良児等対応型保育
対象～在園児
内容～登園後に体調不良となった場合、子どもの病状を観察しながら、保護者がお迎えに来る時間まで保育者と看護師が協力して保育します。朝から体調不良の場合はお預かりできません。
- ◆預かり保育
対象～幼稚園型通園児
内容～教育時間の終了後に引き続き教育活動を行います。
- ◆延長保育
対象～保育園型（保育標準） 18:30～19:00
（保育短時間）7:30～8:30／15:30～／16:30～／18:30～19:00

●東川こまくさ保育園 住所：東町1丁目15-2 Tel：82-2003

生後早期から入園の受け入れをしています。小規模保育園です。「一時保育」「休日保育」も行っています。

- ◆対象：産休明け（生後8週後）～2歳児（4月1日時点で2歳の子ども）
- ◆保育時間：7:30～18:30
延長保育（夕方 18:30～19:00）
- ◆運営：あさひかわ福祉生協
- ◆保育料：市町村民税額に応じて決定します。子どもが2人以上いる世帯の保育料は、軽減されます。
- ◆問合せ先：東川こまくさ保育園 Tel：82-2003
- ◆きょうだい保育：
対象～2歳児まで
保育時間～8:30～16:30のなかで保育を必要とする時間の利用



●小規模保育園東川くるみの木

住所：東町 1 丁目 15-2 Tel：76-9874

生後早期から入園の受け入れをしています。小規模保育園です。「一時保育」「休日保育」も行っています。

◆対象：産休明け（生後8週後）～2歳児（4月1日時点で2歳の子ども）

◆保育時間：7:30～18:30

延長保育（夕方 18:30～19:00）

◆運営：あさひかわ福祉生協

◆保育料：市町村民税額に応じて決定します。子どもが2人以上いる世帯の保育料は、軽減されます。

◆問合せ先：小規模保育園東川くるみの木 Tel：76-9874

◆きょうだい保育：

対象～2歳児まで

保育時間～8:30～16:30のなかで保育を必要とする時間の利用

●キトウシこどもの森（愛称 キトキト）

キトウシ森林公園をフィールドに活動し、企業主導型保育施設として運営しています。

◆対象：0歳～5歳児

◆開所時間：月曜～土曜 8:00～18:00

◆運営：NPO 法人大雪山自然学校

◆保育料：要問い合わせ

◆所在地：上川郡東川町西4号北46番地（キトウシ森林公園内）

◆問合せ先：NPO 法人大雪山自然学校 Tel：82-6500

●こころむすび保育園（企業主導型）

◆対象：0歳（概ね8週）～2歳児（3歳を迎えた年の最初の3/31まで）

◆開園時間：月曜～土曜 7:30～18:30（延長 7:00～7:30）

日曜・祝日 7:30～18:30（臨時休園日がある場合あり・要相談）

◆運営：株式会社 エステートジョイ（住宅型有料老人ホーム縁結び）

縁結び東光

多機能型事業所 こころにエール

◆保育料：要問い合わせ

◆所在地：上川郡東川町新栄南1丁目7番6号

◆問合せ先：こころむすび保育園 Tel：74-4048



9. 急に病院にかかりたい時

お子さんの体調の変化や事故などは、予知することができません。
夜間や休日など、相談に悩んだときは、かかりつけの病院または下記に相談してください。

●小児救急電話相談

夜間の子どもの病気や事故などのとき、どのように対応したらよいか、医療機関にかかる必要があるかなどについて、電話で看護師や小児科医師からアドバイスを受けることができます。



◆電話相談受付時間：平日・土日・祝日 19:00～翌朝 8:00

◆電話番号：家庭の電話でプッシュ回線・携帯電話・スマートフォンを利用の場合・・・#8000
その他の一般ダイヤル回線・・・011-232-1599

●休日や夜間帯の病院のかかり方

夜間やお休みの日に急病になり受診をしたい場合は、かかりつけ病院に相談をするか、新聞で当番病院を確認するか、下記のセンター（医療機関）に連絡するなどしてください。

救急当番医、最寄の医療機関を探すとき

日 中		夜 間	
土曜日 13:00～17:00	日祝年末年始 9:00～17:00	平日 18:00～7:30	土日祝年末年始 18:00～8:00
<内科・小児科・外科> 北海道救急医療情報案内センター ※その日の当番医療機関をお知らせ 一般電話からフリーダイヤル <small>ハローキューキュー</small> Tel 0120-20-8699 携帯電話からは <small>ハローキューキュー</small> Tel 011-221-8699		<小児科> 市立旭川病院 2階 ※休日・夜間（救急外来）玄関からお入りください。 Tel 25-0297 金星町1丁目1-65	

※注意：救急当番医はあくまで応急処置を行うところです。日中から具合が悪い場合は、かかりつけ医や近隣医療機関など診療時間内に受診しましょう。

10. 子どもの発達に関する相談

お子さんの発達など様々な悩み・心配を抱えている保護者の方の相談を受けています。

●東神楽町・東川町子ども発達支援センターおひさま Tel: 83-2996

心やからだ、ことばの発達に心配のあるお子さんについて、相談を受け必要な支援を行っています。電話、来所、関係機関訪問などを介して相談や支援に応じています。

- ◆対象 象：東神楽町・東川町にお住まいで、言葉や運動、情緒などの発達に心配や困りのあるお子さんとその保護者
- ◆場 所：上川郡東神楽町 19 号北区画外 1 番地
- ◆開設 日：月～金曜 9:00～17:00
- ◆利用 方法：親子で一緒に通うことを原則としています。
- ◆支援 内容：子ども発達センター事業～発達に心配のある「気づき」の段階からの支援を行います。発達相談・評価、個別の発達支援などを行います。
 通所支援事業～児童発達支援・・・0 歳から就学まで（グループ・個別）
 放課後等デイサービス・・・就学してから
 保育所等訪問支援・・・何らかの理由でおひさまに通うことができない場合は、お子さんが通っている保育園や幼稚園等におひさまスタッフが向いての支援が可能です。
 相談支援事業所～サービス利用の相談、手続き、調整等
 サービス・支援に関する相談

11. 相談窓口一覧

子どもたちや保護者を支援する場、相談ができる係や施設があります。

施設名・連絡先		相談受付内容など
東川町役場 保健福祉課 (保健福祉センター) Tel: 82-2111 住所: 東町 1 丁目 16 番 1 号	保健指導室 (内 506)	母子手帳発行、妊娠届出、乳幼児健診、予防接種、不妊治療助成、妊娠・出産・育児に関する相談、子どもの発育や発達に関する相談等
	社会福祉室 (内 502/503)	子ども医療費助成、養育医療費助成、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金、
	重層的支援推進室 (内 509/510)	虐待や DV に関すること、ヤングケアラーに関すること等
東川町役場 税務住民課 Tel: 82-2111 住所: 東町 1 丁目 16 番 1 号	住民室 (内 112/113)	戸籍に関すること、転出入・転居、国民健康保険等
	住まい室 (内 115)	移住相談、公営住宅に関すること、下水に関すること等
東川町幼児センター（通称：ももんがの家） Tel: 82-3400 住所: 西 4 号北 8 番地		一時保育、入園に関する相談
東川町地域子育て支援センター Tel: 82-5100 住所: 西 4 号北 8 番地（幼児センター内）		育児に関する相談
東神楽町・東川町子ども発達支援センターおひさま Tel: 83-2996 住所: 上川郡東神楽町 19 号北区画外 1 番地		子どもの発達に関する相談 〔 ことばが遅い、落ち着きがない、人に慣れづらい、運動が苦手等 〕

<p>東神楽町・東川町児童相談支援事業所 おひさま相談室 Tel：83-5211 住所：上川郡東神楽町19号北区画外1番地 （子ども発達支援センター おひさま内）</p>	<p>サービスの利用に向けて、調整や計画に関すること 子どもの成長過程（家庭、園、学校等）での困りごとの相談</p>
---	--